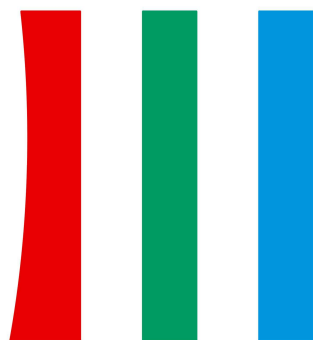


自動車リサイクル法 関連事業者の手引



KAWASAKI CITY

川崎市環境局生活環境部
廃棄物指導課
令和5年1月

は じ め に

令和3年度において304万台排出された使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者が売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

他方、産業廃棄物処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッターダストを低減する必要があります。

また、最終処分費の高騰などにより従来のリサイクルシステムは十分機能しなくなっており、不法投棄・不適正処理の懸念も生じているところです。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することが必要となりました。

このような背景から、平成14年7月、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）が制定され、平成16年7月から解体業・破砕業の許可制度が、平成17年1月から引取業者・フロン類回収業者の登録制度が開始されるとともに、自動車リサイクル法が本格施行されました。また、平成24年2月に使用済自動車の適正処理における安全性を確保するため、解体業者の事前回収物品としてリチウムイオン電池及びニッケル・水素電池が追加されました。そして、平成28年6月にさらなる安全性確保のため、破砕業者が解体業者等からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由として、解体自動車に発炎筒が残置されていることが追加されました。

この手引は、自動車リサイクル法の関連事業者の皆様方が使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行っていただくために作成したものです。

この手引を適切に活用され、生活環境の保全に寄与されますようお願いいたします。

目 次

I	自動車リサイクル法の定義	1
II	使用済自動車の再資源化等の実施	
1	法の目的	3
2	関連事業者の責務	3
3	使用済自動車の引渡義務	3
4	引取業者の再資源化等の実施	3
5	フロン類回収業者の再資源化等の実施	4
6	解体業者の再資源化等の実施	5
7	破砕業者の再資源化等の実施	5
III	関連事業者の移動報告等	
1	関連事業者の移動報告等	8
2	確認通知・遅延報告	1 0
IV	廃棄物処理法との関係	
1	廃棄物処理法の適用	1 1
2	廃棄物処理法の特例	1 2
3	産業廃棄物処理の委託基準	1 3
4	再委託	1 4
5	名義貸しの禁止	1 5
V	関連事業者の登録・許可	
1	登録・許可の種類	1 6
2	登録・許可の新規申請	1 6
3	登録・許可の更新申請	1 6
4	破砕業の変更許可申請	1 6
5	登録・許可の基準	1 6
6	欠格要件	2 0
VI	登録・許可後の諸手続き	
1	変更届出	2 2
2	廃業等の届出	2 3
3	関連事業者の標識の掲示	2 3
4	関連事業者の自動車リサイクルシステムへの登録	2 3
VII	関連事業者に対する適正処理の強化等	
1	報告の徴収	2 4
2	立入検査	2 4
3	指導・助言等	2 4
4	関連事業者に対する登録・許可の取消し等	2 4
5	罰則	2 6

〔付録〕 変更・廃業等の届出様式集

I 自動車リサイクル法の定義

- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律を「法」という。
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令を「政令」という。
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則を「主務省令」という。

1 自動車（法第2条第1項）

「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいいます。

- (1) 被けん引車 (2) 二輪のもの（側車付きのものを含む。）
- (3) 大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- (4) 走行装置としてカタピラ、ソリを有する自動車
- (5) 農業用機械又は林業用機械に該当する自動車 (6) 競技用自動車
- (7) 自衛隊の使用する装甲車 (8) ホイール式高所作業車
- (9) 無人搬送車 (10) 構内けん引車 (11) 走行台車
- (12) 重ダンプトラック (13) ドリルジャンボ (14) コンクリート吹付機
- (15) 非屈折式ロードヒータ (16) ゴルフカー (17) 遊戯用自動車

2 使用済自動車（法第2条第2項）

「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置、コンクリートミキサーのタンク型の積載装置など取り外して再度使用する装置を有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいいます。

3 解体自動車（法第2条第3項）

「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

4 特定再資源化物品（法第2条第4項）

「特定再資源化物品」とは、自動車破砕残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいいます。

5 自動車破砕残さ（法第2条第5項）

「自動車破砕残さ」とは、解体自動車を破砕し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

6 指定回収物品（法第2条第6項）

「指定回収物品」とは、エアバッグその他衝突の際の人の安全を確保するための装置に使用するガス発生器をいいます。

7 フロン類（法第2条第7項）

「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）第2条第1項に規定するフロン類をいいます。

8 特定エアコンディショナー（法第2条第8項）

「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいいます。

9 再資源化（法第2条第9項）

「再資源化」とは、次に掲げる行為をいいます。

- (1) 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為
- (2) 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

10 再資源化等（法第2条第10項）

「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン排出抑制法第69条第4項の規定による破壊をいう。以下同じ。）をいいます。

11 引取業（法第2条第11項）

「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて法第42条第1項の登録を受けた者をいいます。

12 フロン類回収業（法第2条第12項）

「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて法第53条第1項の登録を受けた者をいいます。

13 解体業（法第2条第13項）

「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて法第60条第1項の許可を受けた者をいいます。

14 破碎業（法第2条第14項）

「破碎業」とは、解体自動車の破碎及び破碎前処理（圧縮、せん断の破碎の前処理をいう。）を行う事業をいい、「破碎業者」とは、破碎業を行うことについて法第67条第1項の許可を受けた者をいいます。

15 製造等（法第2条第15項）

「製造等」とは、次に掲げる行為をいいます。

- (1) 自動車を製造する行為
- (2) 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）
- (3) 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

16 自動車製造業者等（法第2条第16項）

「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいいます。

17 関連事業者（法第2条第17項）

「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいいます。

Ⅱ 使用済自動車の再資源化等の実施

1 法の目的（法第1条）

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者）による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

2 関連事業者の責務（法第4条）

- (1) 関連事業者は、使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければなりません。
- (2) 引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるよう努めなければなりません。

3 使用済自動車の引渡義務（法第8条）

自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければなりません。

4 引取業者の再資源化等の実施

(1) 引取業者の引取義務（法第9条）

引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法にに対し預託されているかどうかを確認し、正当な理由がある場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければなりません。

正当な理由（主務省令第4条）（法第11条・法第15条において準用する。）

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- ② 使用済自動車に異物が混入している場合（他のごみが詰められている場合を想定）
- ③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）
- ④ 使用済自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合（例えば、引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合などを想定）
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっている引取りなども想定）

(2) 引取業者の引渡義務（法第 10 条）

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければなりません。

5 フロン類回収業者の再資源化等の実施

(1) フロン類回収業者の引取義務（法第 11 条）

フロン類回収業者は、引取業者から第 10 条の使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければなりません。

(2) フロン類回収業者の回収義務（法第 12 条）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、フロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければなりません。

フロン類の回収に関する基準（主務省令第 6 条）

- ① 使用済自動車の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、次の表の左欄に掲げるフロン類の充てん量に応じ、右欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力
2 k g 未満	0.1MPa
2 k g 以上	0.09MPa

- ② フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

十分な知見を有する者

カーエアコンの冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

(3) フロン類回収業者のフロン類の引渡義務（法第 13 条）

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等に当該フロン類を引き渡さなければなりません。

フロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、フロン類を引き渡すときは、フロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければなりません。

フロン類の運搬に関する基準（主務省令第 7 条）

- ① 回収したフロン類の移充てんをみだりに行わないこと。
② フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(4) フロン類回収業者の使用済自動車の引渡義務（法第 14 条）

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければなりません。

6 解体業者の再資源化等の実施

(1) 解体業者の引取義務（法第 15 条）

解体業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければなりません。

(2) 解体業者の再資源化実施義務等（法第 16 条）

ア 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければなりません。

また、再資源化は、再資源化に関する基準に従い行わなければなりません。

使用済自動車の再資源化に関する基準（主務省令第 9 条）

- ① 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油・廃液及び（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること
- ② 有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること

イ エアバッグ類を回収し、自動車製造業者等に引き渡さなければなりません。

ウ 解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引き渡さなければなりません。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りではありません。

エ 解体業者は、解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面をその引渡しの日から 5 年間保存しなければなりません。

解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証明する書面（主務省令第 11 条）

- ① 解体業者の氏名又は名称
- ② 解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ③ 解体自動車全部利用者が解体自動車を引き取った年月日
- ④ 解体自動車の車体番号

オ 解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を自ら行わないときは、速やかに、他の解体業者に当該使用済自動車を引き渡さなければなりません。

7 破砕業者の再資源化等の実施

(1) 破砕業者の引取義務（法第 17 条）

破砕業者は、解体業者から解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければなりません。

正当な理由（主務省令第13条・第15条）

- ① 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- ② 解体自動車に異物が混入している場合（他のごみが詰められている場合を想定）、解体自動車に発炎筒が残置されている場合
- ③ 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合や乗用車販売店に大型商用車が持ち込まれる場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）
- ④ 解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合（例えば、引取り側の合意（条件交渉）なく一方的に解体自動車等が置いていかれてしまう場合などを想定）
- ⑤ 解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他例えば、盗難車と分かっている引取りなども想定）

(2) 破砕業者の再資源化実施義務等（法第18条）

ア 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準に従い、その破砕前処理を行わなければなりません。

破砕前処理に関する基準（主務省令第14条）

解体自動車に異物を混入しないこと

イ 破砕業者は、前項の破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行った後にその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）に当該解体自動車を引き渡さなければなりません。ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、この限りではありません。

ウ 破砕業者は、解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡したときは、その事実を証する書面をその引渡しの日から5年間保存しなければなりません。

解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡した事実を証明する書面（主務省令第11条）

- ① 破砕業者の氏名又は名称
- ② 解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ③ 解体自動車全部利用者が解体自動車を引き取った年月日
- ④ 解体自動車の車体番号

エ 破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者を除く。）は、他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者に限る。）から前項の解体自動車の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければなりません。

オ 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から

有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければなりません。

また、再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準に従い、行わなければなりません。

再資源化に関する基準（主務省令第 16 条）

- ① 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること
- ② 自動車破砕物に異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと

カ 破砕業者は、破砕を行ったときは、特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等に自動車破砕残さを引き渡さなければなりません。この場合において、当該自動車製造業者等が引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければなりません。

引取基準（主務省令第 18 条・第 19 条）

- ① 引取基準が特定再資源化等物品の引取りの能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破砕業者による特定再資源化等物品の円滑な引渡しが確保されるよう勘案して合理的な範囲内で定められたものであること
- ② 引取りにおいて定められた特定再資源化等物品の性状、引取りの方法、荷姿を遵守すること

キ 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕及び破砕前処理を自ら行わないときは、速やかに、他の破砕業者に当該解体自動車を引き渡さなければなりません。

Ⅲ 関連事業者の移動報告等

1 関連事業者の移動報告等

引取業者

① 再資源化料金等の預託確認

引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、再資源化料金、情報管理料金、資金管理料金が預託されているか確認しなければなりません。

② 書面交付（法第 80 条第 1 項）

引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、最終所有者に対し引取業者の氏名又は名称、車体番号等を記載した書面を交付しなければなりません。

③ 引取実施報告（法第 81 条第 1 項）

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、引き取った日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

④ 引渡実施報告（法第 81 条第 2 項）

引取業者は、使用済自動車をフロン類が搭載されている場合はフロン類回収業者又はフロン類が搭載されていない場合は解体業者に引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

フロン類回収業者（フロン類回収業者は、次の⑤～⑦の報告の他、年度ごとにフロン類の再利用に関する実績報告が必要（法第 81 条第 5 項））

⑤ 引取実施報告（法第 81 条第 3 項）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、引き取った日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑥ フロン類の引渡実施報告（法第 81 条第 4 項）

フロン類回収業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にフロン類を引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑦ 引渡実施報告（法第 81 条第 6 項）

フロン類回収業者は、解体業者に引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

解体業者

⑧ 引取実施報告（法第 81 条第 7 項）

解体業者は、使用済自動車を引き取ったときは、引き取った日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑨ エアバッグ類の引渡実施報告（法第 81 条第 8 項）

解体業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関にエアバッグ類を引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑩ 引渡実施報告（法第 81 条第 9 項）

解体業者は、解体自動車を破砕業者又は自動車全部利用者に引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

破砕業者

⑪ 引取実施報告（法第 81 条第 10 項）

破砕業者は、解体自動車を引き取ったときは、引き取った日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

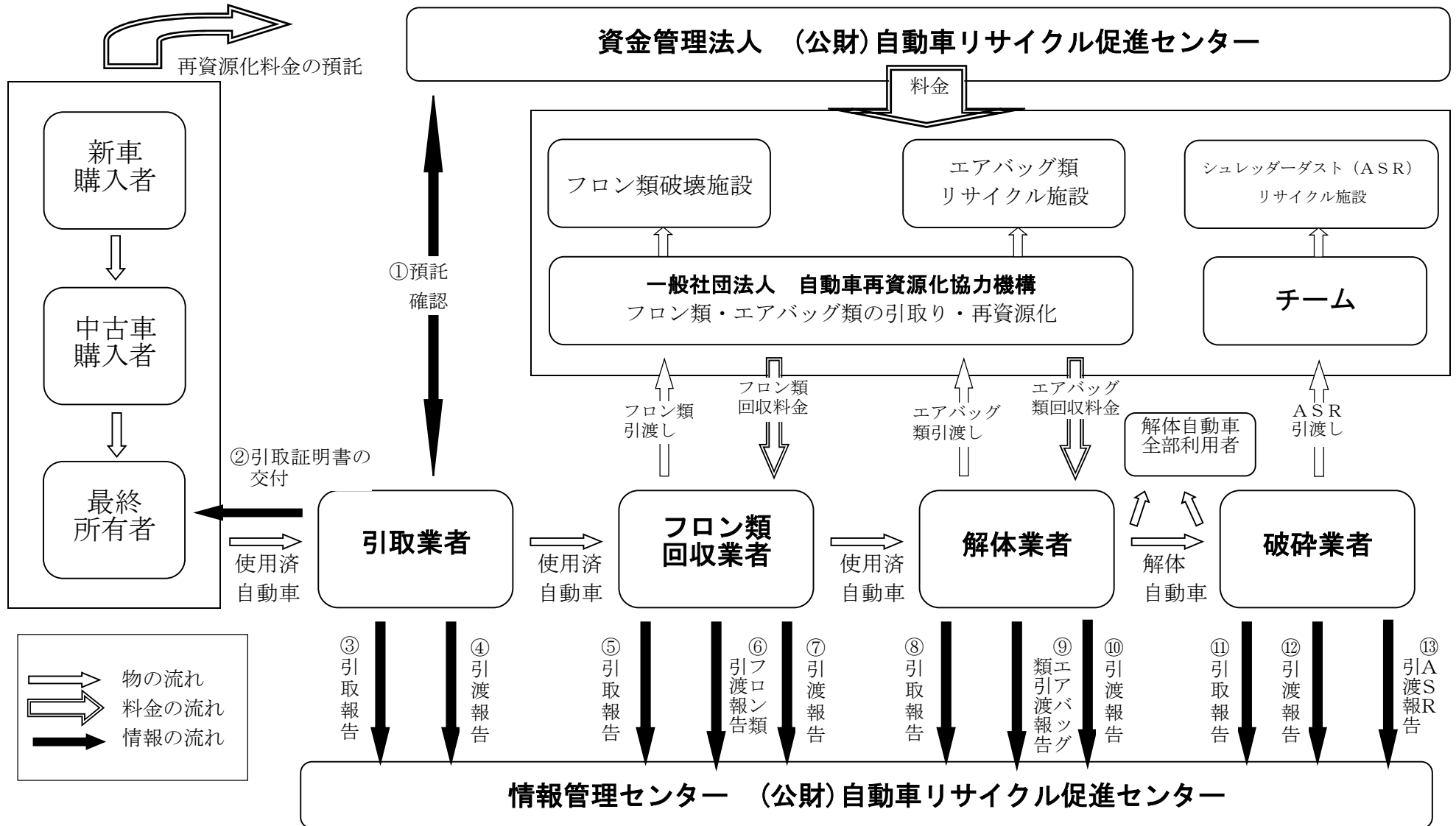
⑫ 引渡実施報告（法第 81 条第 11 項）

破砕業者は、解体自動車を他の破砕業者又は自動車全部利用者に引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

⑬ 自動車破砕残さの引渡実施報告（法第 81 条第 12 項）

破砕業者（破砕前処理を除く。）は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に自動車破砕残さを引き渡したときは、引き渡した日から 3 日以内に情報管理センターに報告しなければなりません。

自動車リサイクル法全体の流れ



2 確認通知・遅延報告（法第 88 条）

(1) 引取実施報告後引渡実施報告がない場合

ア 確認通知までの期間

情報管理センターは、引取実施報告を受けた後定める期間（確認通知までの期間）内に、当該引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、その旨を当該引取実施報告を行った者に通知しなければなりません。

イ 遅延報告までの期間

情報管理センターは、確認通知を行った後 10 日を経過してもなお引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、遅滞なく、使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨、当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車体番号等を川崎市長に報告しなければなりません。

関連事業者	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者	30 日	左記 + 10 日
フロン類回収業者 (使用済自動車のみ)	20 日	
解体業者	120 日	
破碎業者	30 日	

(2) 引渡実施報告後引取実施報告がない場合

ア 確認通知までの期間

情報管理センターは、引渡実施報告（解体自動車全部利用業者への引渡しに係るものを除く。）を受けた後定める期間（確認通知までの期間）内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、遅滞なく、情報管理センターからその旨を当該引渡実施報告を行った者に通知しなければなりません。

また、確認通知を受けた者は、引渡しを受ける者又は当該通知を受けた者から委託を受けて運搬した者に対し問合せを行うことなどにより、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければなりません。

イ 遅延報告までの期間

情報管理センターは、確認通知を行った後 3 日を経過しても引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨、当該引渡実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車体番号等を川崎市長に報告しなければなりません。

関連事業者	確認通知までの期間	遅延報告までの期間
引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者	5 日	左記 + 3 日
自動車製造業者等		
シュレッダーダスト	5 日	左記 + 3 日
エアバッグ類（ガス発生器）とフロン類	15 日	左記 + 3 日

IV 廃棄物処理法との関係

1 廃棄物処理法の適用

(1) 廃棄物処理基準の適用（法第 121 条）

使用済自動車及び解体自動車は、すべて廃棄物となることから廃棄物処理法の処理（収集若しくは運搬又は処分）基準が適用されます。

使用済自動車は、すべて廃棄物となり、一般廃棄物である使用済自動車一般廃棄物又は事業者が排出する産業廃棄物である使用済自動車産業廃棄物とに分別され、それぞれ一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物処理基準が適用されます。

(2) 処理基準・受託基準・名義貸し禁止の適用（法第 122 条第 7 項・第 8 項・第 9 項）

ア 引取業者及びフロン類回収業者は、一般廃棄物収集運搬業者とみなし一般廃棄物処理基準及び一般廃棄物収集運搬業許可の名義貸し禁止又は産業廃棄物収集運搬業者とみなし産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物処理業許可の名義貸し禁止の適用を受けます。

イ 解体業者は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者とみなし一般廃棄物処理基準及び一般廃棄物収集運搬業許可の名義貸し禁止又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなし産業廃棄物処理基準及び受託基準並びに産業廃棄物処理業許可の名義貸し禁止の適用を受けます。

ウ 破砕業者は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなし産業廃棄物処理基準及び受託基準並びに産業廃棄物処理業許可の名義貸し禁止の適用を受けます。

受託基準（廃棄物処理法第 14 条第 15 項）

産業廃棄物収集運搬者、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはいけません。

(3) 改善命令の適用（法第 122 条第 10 項）

引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者は、一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者とみなし、廃棄物処理法の改善命令が適用されます。

改善命令（廃棄物処理法第 19 条の 3）

次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者（以下この条において「事業者等」という。））に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合 市町村長

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合 都道府県知事

(4) 使用済自動車一般廃棄物の再委託基準（法第 122 条第 11 項）

引取業者及びフロン類回収業者並びに解体業者（解体業者への引渡しに係る使用済自動車一般廃棄物を引き取り、使用済自動車一般廃棄物の解体を他の解体業者の引渡し、又は引き渡す他の解体業者に限る。）は、使用済自動車一般廃棄物の収集運搬を他人に委託する場合は、使用済自動車一般廃棄物を収集運搬できる者に委託し、受託した者は、自ら収集運搬しなければなりません。

(5) 再委託基準の適用（法第 122 条第 12 項）

引取業者及びフロン類回収業者、解体業者並びに破碎業者は、産業廃棄物収集運搬業者とみなされるため、使用済自動車産業廃棄物又は解体自動車の運搬を他人に委託する場合は、廃棄物処理法の再委託の基準を遵守しなければなりません。

2 廃棄物処理法の特例（法第 122 条第 1 項・第 2 項・第 3 項）

(1) 処理業許可の特例

ア 引取業者・フロン類回収業者

引取業者又はフロン類回収業者は、引取り又は引渡しに係る使用済自動車を収集運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となります。

イ 解体業者

解体業者が使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為をする場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となります。

ウ 破碎業者

破碎業者が破碎業許可を受けた事業の範囲内で解体自動車の再資源化に必要な行為を行う場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要となります。

(2) 委託基準の特例（委託基準の適用除外）（法第 122 条第 13 項）

ア 事業者が引取業者に使用済自動車産業廃棄物（使用済自動車で産業廃棄物のものに限る。）を引き渡す場合における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託（引取業者がその使用済自動車産業廃棄物を引き取り、フロン類回収業者、解体業者へ運搬又は処分を委託するものに限る。）

イ 解体業者が指定回収物品（エアバッグ類）を自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託（当該自動車製造業者等に対するものに限る。）

ウ 解体業者が引き取った使用済自動車を解体し、その解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託（当該他の解体業者又は破碎業者に対するものに限る。）

エ 破碎業者（破碎前処理のみ）が破碎前処理後の解体自動車を他の破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託（他の破碎業者に対するものに限る。）

オ 破碎業者が自動車破碎残さを自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該自動車破碎残さの運搬又は処分の委託（当該自動車製造業者に対するものに限る。）

(3) 産業廃棄物管理票の特例（産業廃棄物管理票の適用除外）（法第 122 条第 14 項）

ア 事業者が引取業者に使用済自動車産業廃棄物における当該引渡しにおける使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託（事業者が引取業者に引き渡すためにその運搬を委託する場合を除く。）

イ 解体業者が指定回収物品（エアバッグ類）を自動車製造業者等に引き渡す場合における当該指定回収物品の運搬又は処分の委託

ウ 解体業者が引き取った使用済自動車を解体し、その解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託

- エ 破砕業者（破砕前処理のみ）が破砕前処理後の解体自動車を他の破砕業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る解体自動車の運搬又は処分の委託
- オ 自動車破砕残さを自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該自動車破砕残さの運搬又は処分の委託

※ 使用済自動車の解体に伴って生ずる産業廃棄物（廃油、廃液、廃バッテリー等）の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法の委託基準に従って処理しなければなりません。また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票を交付しなければなりません。

【産業廃棄物管理票に関する問合せ先】

○ 公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター TEL045-681-2989

3 産業廃棄物処理の委託基準（廃棄物処理法第12条第5項・第6項・第7項、同法政令第6条の2、同法第12条の2第5項・第6項・第7項、同法政令第6条の6）

廃棄物処理法では、事業者〔中間処理業者（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処理する者をいう。）を含む。〕がその産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、委託基準に従わなければなりません。また、事業者は、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

〔委託基準〕

- (1) 産業廃棄物の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (2) 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (3) 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。
 - ア 委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - イ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - ウ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
 - エ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第3項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託する場合は、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
 - オ 委託契約の有効期間
 - カ 委託者が受託者に支払う料金
 - キ 受託者が産業廃棄物処理業の許可を有する場合には、その事業の範囲
 - ク 収集運搬受託者が当該委託に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
 - ケ 積替え又は保管を行う場合において、委託に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの可否等

に関する事項

- コ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報
 - サ 通常の保管状況下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - シ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ス 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
 - セ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - ソ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係るコからセの情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
 - タ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
 - チ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- (4) 委託契約書には、次の書面が添付されていること。
- ア 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し等
 - イ 産業廃棄物の処分に係る委託契約書 産業廃棄物処分業許可証の写し等
- (5) 特別管理産業廃棄物を委託する場合には、上記(1)から(4)のほか、事業者はその処理を委託しようとする者に対しあらかじめ種類、数量、性状、荷姿及び取扱上の注意事項を文書で通知すること。
- (6) 収集運搬及び処分を別の産業廃棄物処理業者に委託する場合には、契約はそれぞれ別に文書で結ぶこと。
- (7) 契約書は、当該契約を解除した日から5年間保存すること。

委託契約書の様式例については、公益社団法人 全国産業資源循環連合会のホームページ (<http://www.zensanpairen.or.jp>) 等から入手することができます。

4 再委託（廃棄物処理法第14条第16項、同法政令第6条の12、同法第14条の4第16項、同法政令第6条の15）

再委託とは、排出事業者と委託契約を結んだ者（受託者）が、自ら委託業務を行うことができなくなった場合に、他者にその業務を委託することです。法では産業廃棄物処理業者は産業廃棄物の処理を他人に委託してはならないと規定しています。

再委託が禁止されているのは、再委託が行われると、産業廃棄物の処理についての責任の所在が不明確となり、不適正処理を誘発するおそれがあるからです。ただし、法では例外として次に定める基準に適合している場合のみ認められています。

- (1) あらかじめ、事業者に対して再受託者の氏名又は名称及び業の許可を有している者であって、かつ、その事業の範囲に含まれていることを明らかにし、次の事項が記載された書面による承諾を受けていること。
- ア 委託した産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
 - イ 受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
 - ウ 承諾の年月日
 - エ 再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- (2) 産業廃棄物を再受託者に引き渡す際には、事業者との委託契約の内容を記載した文書を交付すること。
- (3) 再委託契約は、委託契約の例により行うこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の再委託については、上記の(1)から(3)までのほかあらかじめ委託した事業者から通知された事項（種類、数量、性状、荷姿及び取扱上の注意事項）を文書で通知すること。
- (5) 産業廃棄物の再委託の承諾をしたときは、承諾者（事業者）は承諾に係る書面の写しを、その承諾をした日から5年間保存すること。

5 名義貸しの禁止（廃棄物処理法第7条の5、同法第14条の3の3）

法では、一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行わせてはならないと定めています。

V 関連事業者の登録・許可

1 登録・許可の種類

- (1) 引取業者の登録
- (2) フロン類回収業者の登録
- (3) 解体業の許可
- (4) 破砕業の許可

2 登録・許可の新規申請

川崎市内において、引取業者及びフロン類回収業者の登録若しくは解体業及び破砕業の許可を新たに受けようとする場合に必要です。

次のような場合は、新規申請が必要になります。

- ① 個人事業者が、配偶者、子などに事業を承継するとき
 - ② 個人事業者が、法人に変更するとき
 - ③ 法人事業者が商法又は会社法等に基づかない法人格の変更をするとき
 - ④ 法人の合併などに伴って存続する法人が登録・許可を受けていないとき
- なお、法人の名称を変更した場合（「有限会社」から「株式会社」など）は、変更届の対象となります。

3 登録・許可の更新申請

登録・許可の有効期間は、5年間です。登録・許可の有効期間満了後も引続き業を行おうとする場合は、更新申請を行い、新たに登録・許可を受ける必要があります。

登録・許可の更新申請は、登録・許可の有効期限の2か月前から受付しますので、遅くとも1か月前までに申請を行ってください。

なお、解体業及び破砕業の許可の更新申請に先立って事業計画書等の提出が必要となります。事業計画書等の提出は更新申請の1か月前までに提出してください。

4 破砕業の変更許可申請

破砕業の事業の範囲を変更しようとする場合は、変更許可申請が必要です。

次のような場合は、変更許可申請が必要です。

- ① 破砕前処理に破砕処理を追加する場合
- ② 破砕前処理から破砕処理に変更する場合
- ③ 破砕処理に破砕前処理を追加する場合
- ④ 破砕処理から破砕前処理に変更する場合

なお、変更許可申請を行っても、許可の有効期限は延長されません。

5 登録・許可の基準

- (1) 引取業者の登録の基準

ア 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているか確認するための適切な方法を記載した書類を有すること若しくは、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者（自動車整備士、中古車査定士、フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者など）が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認できる体制を有すること

- イ 欠格要件に該当しないこと
- (2) フロン類回収業者の登録の基準
 - ア 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること
 - イ 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収するフロン類の種類に対応したものであること
 - ウ 欠格要件に該当しないこと

(3) 解体業の許可の基準

	使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設について	・ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること ・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合） ・ 廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続している排水溝を設けること（廃油、廃液の漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合）
施設基準	燃料採取場所について（解体作業場以外の場所で燃料を抜き取る場合）	・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油の地下浸透の防止措置を講ずること ・ 廃油が事業所から流出しないよう、ためます等及びこれに接続している排水溝を設けること
	解体作業場について	・ 燃料以外の廃油及び廃液を回収できる装置を有すること（ただし、手作業で適切かつ確実に回収されることが明らかな場合を除く） ・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること ・ 廃油が事業所から流出しないよう、油水分離装置及びこれに接続する排水溝を設けること（ただし、解体作業場の構造上、廃油が流出するおそれが少なく、かつ、流出防止のための必要な措置が講じられている場合を除く） ・ 雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根等床面に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、屋根等の設置が著しく困難で、かつ、十分な能力を有する油水分離槽を設けるなどの措置が講じられている場合を除く）
	取り外した部品を保管するための設備について	・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等廃油及び廃液の地下浸透の防止措置を講ずること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く） ・ 雨水等による廃油及び廃液の流出を防ぐため、屋根等部品に雨水がかからないような設備を設けること（ただし、保管に先立ち、廃油、廃液の漏出防止措置が講じられている場合を除く）
	解体自動車を保管するための施設について	・ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
能力基準	・ 標準作業書を常備し、従事者に周知していること ・ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を続けることが困難ではないと確認できること	
欠格要件に該当していないこと		

(4) 破砕業の許可の基準

施設基準	解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管する施設について	・ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
	破砕前処理施設について	・ 廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないよう必要な措置が講じられた解体自動車のプレス・せん断を行うことが可能な施設を有すること
	破砕施設について	・ 産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物処理法上の許可を受けている施設であること ・ 産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活環境の保全上支障がないように必要な措置が講じられた施設であること
	シュレッダーダストの保管施設について	・ 自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を保管するための十分な容量を有する施設であること ・ 床面を鉄筋コンクリートで築造する等汚水の地下浸透の防止措置を講ずること ・ 保管に伴う汚水の発生・流出を防止するために、十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝を設置すること ・ 雨水等による汚水の流出を防ぐため、屋根等シュレッダーダストに雨水がかからないような設備を有すること （ただし、十分な処理能力を有する排水処理施設等の措置が講じられている場合を除く。） ・ シュレッダーダストの飛散・流出防止のため、側壁等を有すること
	圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設について	・ 外部からの進入防止及び保管区域の明確化のために、囲いを設置すること
能力基準	・ 標準作業書を常備し、従事者に周知していること ・ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を続けることが困難ではないと確認できること	
欠格要件に該当していないこと		

6 欠格要件

(1) 引取業者の欠格要件(法第 45 条第 1 項)

- 第 1 号 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 第 2 号 この法律、フロン排出抑制法（平成 13 年法律第 64 号）若しくは廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 第 3 号 法第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 第 4 号 引取業者で法人であるものが法第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 第 5 号 法第 51 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 第 6 号 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 第 7 号 法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

(2) フロン類回収業者の欠格要件（法第 56 条第 1 項）

- 第 1 号 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 第 2 号 この法律、フロン排出抑制法（平成 13 年法律第 64 号）若しくは廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 第 3 号 法第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 第 4 号 フロン類回収業者で法人であるものが法第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にそのフロン類回収業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 第 5 号 法第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 第 6 号 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 第 7 号 法人でその役員のうちに第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者があるもの

(3) 解体業者・破砕業者の欠格要件（法第 62 条第 1 項第 2 号）

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの

法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条《傷害》、第 206 条《現場助勢》、第 208 条《暴行》、第 208 条の 2 《凶器準備集合及び結集》、第 222 条《脅迫》若しくは第 247 条《背任》の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 法第 66 条（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しない者を含む。）

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからへまでのいずれかに該当するもの

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

上記欠格要件ハの政令で定める法令

- ① 大気汚染防止法 ② 騒音規制法 ③ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ④ 水質汚濁防止法 ⑤ 悪臭防止法 ⑥ 振動規制法
- ⑦ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ⑧ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

上記欠格要件チ及びヌの政令で定める使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破碎業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

VI 登録・許可後の諸手続き

1 変更届出

関連事業者は、住所及び役員などを変更した場合、変更届出書に必要な書類を添えて30日以内に川崎市長に提出しなければなりません。

(1) 引取業者の変更届出（法第46条）（主務省令様式第二）

- ア 個人の氏名及び住所
- イ 法人の名称及び住所
- ウ 事業所の名称及び所在地
- エ 法人の役員の氏名
- オ 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
- カ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認する体制

(2) フロン類回収業者の変更届出（法第57条）（主務省令様式第四）

- ア 個人の氏名及び住所
- イ 法人の名称及び住所
- ウ 事業所の名称及び所在地
- エ 法人の役員の氏名
- オ 法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）
- カ 回収しようとするフロン類の種類、フロン類回収装置の種類、能力及び数

(3) 解体業者の変更届出（法第63条）（主務省令様式第七）

- ア 個人の氏名及び住所
- イ 法人の名称及び住所
- ウ 事業所の名称及び所在地
- エ 法人の役員、政令使用人、株主、出資者、法定代理人の氏名又は名称及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
- オ 事業の用に供する施設（車両、重機、解体施設、保管場所、保管容量、油水分離槽など）
- カ 解体業を行おうとする事業所以外で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合の所在地、面積、保管量の上限
- キ 標準作業書
- ク 他の解体業及び破砕業並びに産業廃棄物処理業の許可番号

(4) 破砕業者の変更届出（法第71条）（主務省令様式第十一）

- ア 個人の氏名及び住所
- イ 法人の名称及び住所
- ウ 事業所の名称及び所在地
- エ 法人の役員、政令使用人、株主、出資者、法定代理人の氏名又は名称及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
- オ 事業の用に供する施設（車両、重機、破砕施設（破砕前処理施設）、破砕施設の設置場所、保管場所、保管容量など）
- カ 破砕業を行おうとする事業所以外で解体自動車の積替え又は保管を行う場合の所在地、面積、保管量の上限
- キ 標準作業書
- ク 他の解体業及び破砕業並びに産業廃棄物処理業の許可番号

ケ 廃棄物処理法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可番号及び許可年月日

2 廃業等の届出（法第 48 条第 1 項（法第 59 条において準用する場合を含む。）、法第 64 条（法第 72 条において準用する場合を含む。））

関連事業者が廃業等をした場合は、廃業等の内容によって定める者が廃業等届出書に必要な書類を添えて、30 日以内に川崎市長に届出なければなりません。

- (1) 死亡した場合（届出者は、その相続人）
- (2) 法人が合併により消滅した場合（届出者は、その法人の代表する役員であった者）
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合（届出者は、その破産管財人）
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合（届出者は、その清算人）
- (5) 業を廃止した場合（届出者は、個人又は法人の場合は法人を代表する役員）

3 関連事業者の標識の掲示

関連事業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦及び横それぞれ 20 c m 以上の大きさに必要な事項を記載した標識を掲げなければなりません。

- (1) 引取業者の標識の掲示（法第 50 条）
 - ア 引取業者であることを示すもの
 - イ 引取業者の氏名又は名称
 - ウ 引取業者の登録番号
- (2) フロン類回収業者の標識の掲示（法第 59 条において準用する法第 50 条）
 - ア フロン類回収業者であることを示すもの
 - イ フロン類回収業者の氏名又は名称
 - ウ 回収しようとするフロン類の種類
 - エ フロン類回収業者の登録番号
- (3) 解体業者の標識の掲示（法第 65 条）
 - ア 解体業者であることを示すもの
 - イ 解体業者の氏名又は名称
 - ウ 解体業者の許可番号
- (4) 破砕業者の標識の掲示（法第 72 条において準用する法第 65 条）
 - ア 破砕業者であることを示すもの
 - イ 破砕業者の氏名又は名称
 - ウ 事業の範囲
 - エ 破砕業者の許可番号

なお、川崎市の登録通知書又は許可書を掲示することで標識に代えることもできます。

引取業者の標識の記入例（縦・横 20 c m 以上）	
使用済自動車引取業者	
氏名又は名称	株式会社 川崎引取屋
登録番号	第 2 0 5 7 1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号

4 関連事業者の自動車リサイクルシステムへの登録

関連事業者は、自動車リサイクル法の登録・許可を受けた場合は、自動車リサイクルシステムに登録することが必要です。

問い合わせ先：自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（TEL 050-3786-7755）

Ⅶ 関連事業者に対する適正処理の強化等

1 報告の徴収（法第 130 条）

川崎市長は、この法律の施行に必要な限度において、関連事業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができます。

2 立入検査（法第 131 条）

川崎市長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

3 指導・助言等

(1) 再資源化に必要な行為に対する指導及び助言（法第 19 条）

川崎市長は、その登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又はその許可を受けた解体業者若しくは破碎業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができます。

(2) 再資源化に関する行為に必要な勧告及び命令（法第 20 条）

ア 川崎市長は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、当該関連事業者に対し、当該引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができます。

イ 川崎市長は、フロン類回収業者がフロン類の回収に関する基準を遵守していないと認めるとき、又はフロン類回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。以下この項において同じ。）がフロン類の運搬に関する基準を遵守していないと認めるときは、当該フロン類回収業者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができます。

ウ 川崎市長は、ア・イに規定する勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

(3) 移動報告等に関する勧告及び命令（法第 90 条）

ア 川崎市長は、引取業者による書面の交付、関連事業者の移動報告又は引取業者に対する照会の申出の規定を遵守していないと認めるときは、当該関連事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができます。

イ 川崎市長は、勧告を受けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。

4 関連事業者に対する登録・許可の取消し等

(1) 引取業者に対する登録の取消し等（法第 51 条）

川崎市長は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア 不正の手段により法 42 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

イ 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が法第 45 条第 1 項の主務省令で定める基準に適合

しなくなったとき。

ウ 法第 45 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号のいずれかに該当することとなったとき。

エ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(2) フロン類回収業者の登録の取消し等（法第 58 条）

川崎市長は、フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア 不正の手段により法第 53 条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

イ 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備が法第 56 条第 1 項の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

ウ 法第 56 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号のいずれかに該当することとなったとき。

エ この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(3) 解体業の許可の取消し等（法第 66 条）

川崎市長は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ 不正の手段により法第 60 条第 1 項の許可（同条第 2 項の許可の更新を含む。）を受けたとき。

ウ その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第 62 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

エ 法第 62 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 破碎業の許可の取消し等（法第 72 条において準用する法第 66 条）

川崎市長は、破碎業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は 1 年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ 不正の手段により法第 67 条第 1 項の許可（同条第 2 項の許可の更新を含む。）を受けたとき。

ウ その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が法第 69 条第 1 項第 1 号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

エ 法第 69 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5 罰則

(1) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第137条）

使用済自動車一般廃棄物再委託基準違反	法第122条第11項	再委託の基準に違反して、使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者
--------------------	------------	-------------------------------------

(2) 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金（法第138条）

無登録営業	法第42条第1項 法第53条第1項	登録を受けないで引取業を行った者 登録を受けないでフロン類回収業を行った者
不正登録業者		不正な手段により引取業者の登録を受けた者 不正な手段によりフロン類回収業者の登録を受けた者
事業の停止命令違反	法第51条第1項 法第58条第1項 法第66条（法第72条において準用する場合を含む）	事業の停止命令に違反した引取業者 事業の停止命令に違反したフロン類回収業者 事業の停止命令に違反した解体業者又は破砕業者
無許可営業	法第60条第1項 法第67条第1項	許可を受けないで解体業を行った者 許可を受けないで破砕業を行った者
不正許可業者		不正な手段により解体業の許可を受けた者 不正な手段により破砕業の許可を受けた者
変更許可義務違反	法第71条第1項	事業の範囲の変更を受けないで破砕業を行った者

(3) 50万円以下の罰金（法第139条）

解体自動車全部利用業者引渡書面の保存義務違反	法第16条第5項（法第18条第8項において準用する場合を含む。）	解体業自動車を解体自動車全部利用業者に引き渡し、引き渡した事実を証する書面を5年間保存しなかった解体業者又は破砕業者
措置命令違反	法第20条第3項 法第90条第3項	措置命令に違反した者 措置命令に違反した者

(4) 30 万円以下の罰金（法第 140 条）

変更・廃業等の届出義務違反	法第 46 条第 1 項	変更の届出をせず、又は虚偽の記載をした引取業者
	法第 48 条第 1 項（法第 59 条において準用する場合を含む。）	廃業等の届出をせず又は虚偽の記載をした引取業者又はフロン類回収業者
	法第 57 条第 1 項	変更の届出をせず、又は虚偽の記載をしたフロン類回収業者
	法第 63 条第 1 項	変更の届出をせず、又は虚偽の記載をした解体業者
	法第 64 条（法第 72 条において準用する場合を含む。）	廃業等の届出をせず又は虚偽の記載をした解体業者又は破碎業者
報告の徴収違反	法第 130 条第 1 項	報告の徴収に対する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
立入検査違反	法第 131 条第 1 項	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(5) 両罰規定（法第 142 条）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 137 条、第 138 条第 1 号から第 6 号まで、第 139 条又は第 140 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(6) 10 万円以下の罰金（法第 143 条）

標識の掲示義務違反	法第 50 条（法第 59 条において準用する場合を含む。）	事業所ごとに標識を掲げていない引取業者又はフロン類回収業者
	法第 65 条（法第 72 条において準用する場合を含む。）	事業所ごとに標識を掲げていない解体業者又は破碎業者

[付 録] 変更・廃業等の届出様式集

I 変更届出書関係

- 1 引取業者変更届出書添付書類について
- 2 引取業者変更届出書記入例
- 3 引取業者変更届出書（様式第二）
- 4 誓約書（要領様式第8号 引取業者用）
- 5 フロン類回収業者変更届出書添付書類について
- 6 フロン類回収業者変更届出書記入例
- 7 フロン類回収業者変更届出書（様式第四）
- 8 誓約書（要領様式第9号 フロン類回収業者用）
- 9 解体業変更届出書添付書類について
- 10 解体業変更届出書記入例
- 11 解体業変更届出書（様式第七）
- 12 誓約書（要領様式第10号 解体業者用）
- 13 破碎業変更届出書添付書類について
- 14 破碎業変更届出書記入例
- 15 破碎業変更届出書（様式第十一）
- 16 誓約書（要領様式第11号 破碎業者用）
- 17 運搬車両及び作業車両の写真

II 廃業等届出書関係

- 1 廃業等届出書添付書類について
- 2 引取業廃業等届出書記入例
- 3 引取業廃業等届出書（川崎市施行細則第1号様式）
- 4 フロン類回収業廃業等届出書（川崎市施行細則第2号様式）
- 5 解体業廃業等届出書（川崎市施行細則第3号様式）
- 6 破碎業廃業等届出書（川崎市施行細則第4号様式）

※1 法の規定により、変更届出書及び廃業等届出書は、変更及び廃業等をした日から30日以内に提出しなければなりません。

※2 変更届出書及び廃業等届出書は、正本・副本各1部を作成してください。

※3 解体業及び破碎業の施設に係る変更を除き、「変更届出書」及び「廃業等届出書」は、郵送でも受付します。ただし、その場合は切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

なお、解体業及び破碎業の施設に係る変更を行おうとする場合は、事前協議が必要となる場合がありますので電話等で必ず確認してください。

※4 個人の氏名、法人の名称及び代表者並びに住所などの変更届出書の提出に伴って変更通知書の交付や許可証の書換え交付をします。なお、郵送を希望される方は、460円の切手を貼ったA4版の封筒（送付先を記入したもの）を用意してください。

※5 副本と通知書の同時返送を希望する場合は、その旨を明記してください。

※ 事前協議申込書、事業計画書等は、川崎市のホームページからダウンロードできます。

問合せ及び送付先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

TEL 044-200-2593

引取業者変更届出書（規則様式第二）添付書類について

変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	(1) 誓約書（要領様式第8号） (2) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（氏名及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 引取業者（変更）登録通知書の写し
2 法人の名称及び住所	(1) 誓約書（要領様式第8号） (2) 登記事項証明書（法人の名称及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 引取業者（変更）登録通知書の写し
3 事業所の名称及び所在地	(1) 誓約書（要領様式第8号） (2) 引取業者（変更）登録通知書の写し
4 法人の役員の氏名	(1) 誓約書（要領様式第8号） (2) 登記事項証明書（役員が就任、退任したことなどの変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 引取業者（変更）登録通知書の写し
5 法定代理人の氏名及び住所	(1) 誓約書（要領様式第8号） (2) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書）（氏名及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 引取業者（変更）登録通知書の写し
6 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	(1) 誓約書（要領様式第8号） (2) フロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類、又は、 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できる書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し、業界団体等が行う講習の受講終了証の写しなど） (3) 引取業者（変更）登録通知書の写し

住民票の写し及び登記事項証明書は、**発行後3か月以内のもの**を提出してください。

※1 変更届出書は、正本・副本各1部を作成して提出してください。

なお、変更届出書は郵送でも受付けますので、その場合は、**副本返送用の封筒（切手の貼ってあるもの）**を同封してください。

2 上記表の1～5のいずれかに係る**変更届出書**の届出があった場合は、新たに「引取業者変更登録通知書」を交付します。なお、「引取業者変更登録通知書」の郵送を希望される方は**460円**の切手を貼った返信用封筒（A4版の入るもの）を届出の時にご用意ください。

3 副本と通知書の同時返送を希望する場合は、その旨を明記してください。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 川 崎 市 長

(郵便番号) **210** - △△△△住 所 **川崎市川崎区宮本町△-△****株式会社 川崎引取屋**氏 名 **代表取締役 川崎 太郎**

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **044** - □□□ - □□□□FAX 番号 **044** - □□□ - □〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け第20571〇〇〇〇〇〇〇号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
	かわさき たろう 川崎 太郎（代表取締役） かわさき じろう 川崎 次郎（取締役） なかはら たまこ 中原 多摩子（監査役）	かわさき たろう 川崎 太郎（代表取締役） かわさき じろう 川崎 次郎（取締役） かわさき さぶろう 川崎 三郎（監査役）
変更の理由	役員の変更	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 氏名記載欄については、署名または記名とする。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

（郵便番号）

住 所
氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

FAX番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の
事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項
の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
	変更の内容	
変更の理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 氏名記載欄については、署名または記名とする。。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項第1号から第7号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛 先) 川 崎 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

フロン類回収業者変更届出書（規則様式第四）添付書類について

変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	(1) 誓約書（要領様式第9号） (2) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（氏名及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
2 法人の名称及び住所	(1) 誓約書（要領様式第9号） (2) 登記事項証明書（法人の名称及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
3 事業所の名称及び所在地	(1) 誓約書（要領様式第9号） (2) フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
4 法人の役員の氏名	(1) 誓約書（要領様式第9号） (2) 登記事項証明書（役員が就任、退任したことなどの変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
5 法定代理人の氏名及び住所	(1) 誓約書（要領様式第9号） (2) 住民票写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書）（氏名及び住所の変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し
6 回収しようとするフロン類の種類	(1) 誓約書（要領様式第9号） (2) フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類 ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちのいずれかの写し
7 フロン類回収装置の種類、能力及び数	・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうちのいずれかの写し
<u>ただし、フロン類回収装置の能力又は数の変更であって、回収しようとするフロン類の種類を変更しない場合を除く。</u>	(3) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ・変更届出書に記載された項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し (4) フロン類回収業者（変更）登録通知書の写し

住民票の写し及び登記事項証明書は、発行後3か月以内のものを提出してください。

※1 変更届出書は、正本・副本各1部を作成して提出してください。

なお、変更届出書は郵送でも受付しますので、その場合は、副本返送用の封筒（切手の貼ってあるもの）を同封してください。

2 上記表の1～6のいずれかに係る変更届出書の届出があった場合は、新たに「フロン類回収業者変更登録通知書」を交付します。なお、「フロン類回収業者変更登録通知書」の郵送を希望される方は460円の切手を貼った返信用封筒（A4版の入るもの）を届出の時にご用意ください。

3 副本と通知書の同時返送を希望する場合は、その旨を明記してください。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) 川 崎 市 長

(郵便番号) **2 1 6** - × × × ×
住 所 **川崎市宮前区△-△△**
株式会社 宮前電装
氏 名 **代表取締役 宮前 一郎**
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 **0 4 4** - △ △ △ - × × × ×
FAX 番号 **0 4 4** - △ △ △ - △ △ × ×

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け第 2 0 5 7 2 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 7 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	東名川崎事業所 <u>CFC、HFC兼用 1台</u> みやまえ いちろう 宮前 一郎（代表取締役） みやまえ じろう 宮前 二郎（取締役） みやまえ ゆいこ <u>宮前 百合子（監査役）</u>	東名川崎事業所 <u>CFC用、HFC用 各1台</u> みやまえ いちろう 宮前 一郎（代表取締役） みやまえ じろう 宮前 二郎（取締役） みやまえ さぶろう <u>宮前 三郎（監査役）</u>
変更の理由	フロン類回収設備（装置）の種類及び数の変更 役員の変更	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 氏名記載欄については、署名または記名とする。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

（郵便番号）

住 所
氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

FAX番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の
事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項
の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 氏名記載欄については、署名または記名とする。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項第1号から第7号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(宛 先) 川 崎 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

解体業変更届出書（規則様式第七）添付書類について

変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第10号） (3) 解体業の許可証の写し
2 法人の名称及び住所	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第10号） (4) 解体業の許可証の写し
3 事業所の名称及び所在地 4 事業の用に供する施設の概要 5 解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、その所在地、面積、保管量の上限 6 標準作業書	(1) 解体業事業計画書（要領様式第2号） (2) 使用済自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (3) 燃料採取場所に関する平面図、断面図、立面図 (4) 解体場所に関する平面図、断面図、立面図 (5) 取外した部品の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (6) 廃棄物の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (7) 解体自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (8) 油水分離装置に関する平面図、断面図、立面図、構造図及び設計計算書 (9) 運搬車両及び作業車両の写真 (10) 保管容器の写真 (11) 関係法令（条例等を含む。）の許可証等の写し (12) 当該施設付近の見取図 (13) 解体業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書（発行後6か月以内のもの、所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。） (14) 運搬車両及び作業車両については車検証の写し (15) 標準作業書 (16) 誓約書（要領様式第10号） (17) 解体業の許可証の写し
7 法人の役員、政令で定める使用人、株主又は出資者の氏名又は名称及び住所	(1) 登記事項証明書（役員等が就任、退任したことが確認できるもの） (2) 政令使用人を証明する書類 (3) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (4) 株主又は出資者の新旧対照表（氏名又は名称及び住所並びに株数又は出資数が記載されているもの） (5) 株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書（名称及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (6) 誓約書（要領様式第10号） (7) 解体業の許可証の写し
8 法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第10号） (3) 解体業の許可証の写し
9 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第10号） (4) 解体業の許可証の写し

10 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員	(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第10号） (4) 解体業の許可証の写し
11 他の解体業及び破碎業並びに産業廃棄物処理業の許可番号	(1) 他の許可証の写し (2) 誓約書（要領様式第10号） (3) 解体業の許可証の写し

住民票の写し及び法人の登記事項証明書は、**発行後3か月以内のもの**を提出してください。

※1 **変更届出書は、正本・副本各1部を作成し提出してください。また、施設に係る変更（上記表の3・4・5・6）以外は郵送でも受付します。**その場合は、**副本返送用の封筒（切手の貼ってあるもの）**を同封してください。

※2 上記表の1、2、7（代表者のみ）の変更届出書の届出があった場合、新しい許可証を交付します。**新しい許可証の郵送を希望される方は460円の切手を貼った返信用封筒（A4版の入るもの）**を届出時にご用意ください。また、古い許可証は新しい許可証がお手元に届きましたら返却してください。

※3 **施設に係る変更（上記表の3・4・5・6）を行おうとする場合は、事前協議が必要となる場合があります**ので、あらかじめ電話等で確認ください。

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 川崎市長

(郵便番号) **210-8577**
住 所 **川崎市川崎区東田町〇〇**氏 名 **株式会社 川崎商店**
代表取締役 川崎 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 **044-200-〇〇〇〇**
FAX 番号 **044-200-〇〇〇〇**

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け第**20573**〇〇〇〇〇〇号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	本店の住所 <u>川崎市川崎区東田町〇〇番地</u> 産業廃棄物収集運搬業許可新規取得 第1401〇〇〇123号 (神奈川県)	本店の住所 <u>川崎市川崎区宮本町〇〇番地△△</u>
変更の理由	本店の住所変更のため 産業廃棄物処理業の許可を新規に取得したため	

備考 氏名記載欄については、署名または記名とする。

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年 月 日

（宛先）川崎市長

（郵便番号）
住 所

氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
FAX 番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて
届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 氏名記載欄については、署名または記名とする。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛 先）川 崎 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

破砕業変更届出書（規則様式第十一）添付書類について

変更事項	添付書類
1 個人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第11号） (3) 破砕業の許可証の写し
2 法人の名称及び住所	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第11号） (4) 破砕業の許可証の写し
3 事業所の名称及び所在地	(1) 破砕業事業計画書（要領様式第4号）
4 事業の用に供する施設の概要	(2) 破砕前処理前の解体自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (3) 破砕前処理後の解体自動車の保管場所に関する平面図、立面図、断面図、保管場所の保管容量計算書 (4) 解体自動車を破砕前処理又は破砕処理する施設に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
5 破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体済自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、その所在地、面積、保管量の上限	(5) 処理工程図 (6) 自動車残さの保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (7) 圧縮又はせん断した後の解体自動車の保管場所に関する平面図、断面図、立面図、保管場所の保管容量計算書 (8) 排水処理施設及び油水分離装置に関する平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
6 標準作業書	(9) 運搬車両及び作業車両の写真 (10) 保管容器の写真 (11) 関係法令（条例等を含む。）の許可証等の写し (12) 当該施設付近の見取図 (13) 破砕業の用に供する土地の公図及び登記事項証明書（発行後6か月以内のもの、所有権がない場合は、賃貸借契約書等の写しを含む。） (14) 運搬車両及び作業車両については車検証の写し (15) 標準作業書 (16) 誓約書（要領様式第11号） (17) 破砕業の許可証の写し
7 法人の役員、政令で定める使用人、株主又は出資者の氏名又は名称及び住所	(1) 登記事項証明書（役員が就任、退任したことが確認できるもの） (2) 政令使用人を証明する書類 (3) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (4) 株主又は出資者の新旧対照表（氏名又は名称及び住所並びに株数又は出資数が記載されているもの） (5) 株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書（名称及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (6) 誓約書（要領様式第11号） (7) 破砕業の許可証の写し
8 法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 誓約書（要領様式第11号） (3) 破砕業の許可証の写し
9 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者	(1) 定款又は寄付行為 (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第11号） (4) 破砕業の許可証の写し

10 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員	(1) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法に規定する国籍等）記載のもの）（氏名及び住所を変更した場合は、変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (2) 登記事項証明書（変更前及び変更後の内容が確認できるもの） (3) 誓約書（要領様式第11号） (4) 破碎業の許可証の写し
11 他の解体業及び破碎業並びに産業廃棄物処理業の許可番号	(1) 他の許可証の写し (2) 誓約書（要領様式第11号） (3) 破碎業の許可証の写し
12 廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の許可番号及び許可年月日（変更許可を含む。）	(1) 産業廃棄物処理施設の設置許可証の写し (2) 誓約書（要領様式第11号） (3) 破碎業の許可証の写し

住民票の写し及び法人の登記事項証明書は、**発行後3か月以内のもの**を提出してください。

- ※1 **変更届出書は、正本・副本各1部を作成し提出してください。また、施設に係る変更（上記表の3・4・5・6）以外は郵送でも受付します。**その場合は、**副本返送用の封筒（切手の貼ってあるもの）**を同封してください。
- ※2 上記表の1、2、7（代表者のみ）の変更届出書の届出があった場合、新しい許可証を交付します。**新しい許可証の郵送を希望される方は460円の切手を貼った返信用封筒（A4版の入るもの）**を届出時にご用意ください。また、古い許可証は新しい許可証がお手元に届きましたら返却してください。
- ※3 **施設に係る変更（上記表の3・4・5・6）を行おうとする場合は、事前協議が必要となる場合があります**ので、あらかじめ電話等でご確認ください。

様式第十一（第六十四条関係）

破砕業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 川崎市長

(郵便番号) **123-4567**
住 所 **川崎市川崎区宮本町〇〇一△**氏 名 **株式会社 川崎破砕**
代表取締役 川崎 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 **044-200-〇〇〇〇**
FAX 番号 **044-200-〇〇〇〇**

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け第**2057**△〇〇〇〇〇〇〇号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
	かわさき たろう 川崎 太郎（代表取締役） かわさき じろう 川崎 次郎（取締役） なかはら たまこ 中原 多摩子（監査役）	かわさき たろう 川崎 太郎（代表取締役） かわさき じろう 川崎 次郎（取締役） かわさき さぶろう 川崎 三郎（監査役）
変更の理由	役員を変更したため	

備考 氏名記載欄については、署名または記名とする。

様式第十一（第六十四条関係）

破砕業変更届出書

年 月 日

（宛先）川崎市長

（郵便番号）
住 所

氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
FAX 番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 1 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて
届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 氏名記載欄については、署名または記名とする。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛 先）川 崎 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

運搬車両（写真貼り付け台紙）

自動車登録番号		
斜 め 前 方		
斜 め 後 方		

写真の撮り方は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにしてください。
また、ナンバープレートが明確に判別できるものとしてください。

保管容器（写真貼り付け台紙）

種 類		
写 真		
種 類		
写 真		

廃業等届出書添付書類について

廃業等をした者と届出者の関係を確認するため、次の表の「廃業等の事由」に応じた「関係を証明する書類」を添付してください。

廃業等の事由	届出者	関係を証明する書類
死亡した場合	その相続人	相続人の戸籍謄本
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員	消滅した法人の登記事項証明書
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人	破産手続開始の決定により解散した法人の登記事項証明書
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算者	解散した法人の登記事項証明書
業を廃止した場合	個人又は法人を代表する役員	法人の場合は、廃止した法人の登記事項証明書

また、廃業等届出書に次の書類を添付してください。

- (1) 引取業者（第1号様式）：引取業者登録（変更）通知書
- (2) フロン類回収業者（第2号様式）：フロン類回収業者登録（変更）通知書
- (3) 解体業者（第3号様式）：解体業許可証
- (4) 破砕業者（第4号様式）：破砕業許可証

※ 廃業等届出書は、正本・副本各1部作成し提出してください。
なお、郵送でも受付しますので、その場合は、副本返送用の封筒（切手の貼ってあるもの）を同封してください。

第1号様式

引取業廃業等届出書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 川 崎 市 長

法人の合併により廃業等をした
場合の届出者は、廃業等をした法
人の代表者個人となりますので、
その代表者個人の住所、氏名等を
記載してください。

届出者

郵便番号 **210-△△△△**
住 所 **川崎市川崎区東田町〇〇**

氏 名 **川崎 太郎**

電話番号 **044-□□□-□□□□**

FAX番号 **044-□□□-□〇〇〇**

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした者	住 所	川崎市川崎区宮本町△一△
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 川崎引取屋 代表取締役 川崎 太郎
登 録 番 号		第20571〇〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
登 録 年 月 日		平成〇〇年〇〇月〇〇日
廃業等の年月日		令和□□年□□月□□日
廃業等の理由		☐ 廃止 ☐ 死亡 ☒ 合併 ☐ 破産手続開始の決定 ☐ 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散
廃業等をした者との関係		☐ 本人 ☐ 相続人 ☒ 役員 ☐ 破産管財人 ☐ 清算人

第 1 号様式

引取業廃業等届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届出者
郵便番号
住 所

氏 名

電話番号
FAX番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第４８第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした者	住 所	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
登 録 番 号		第 2 0 5 7 1 号
登 録 年 月 日		年 月 日
廃業等の年月日		年 月 日
廃業等の理由		☐ 廃止 ☐ 死亡 ☐ 合併 ☐ 破産手続開始の決定 ☐ 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散
廃業等をした者との関係		☐ 本人 ☐ 相続人 ☐ 役員 ☐ 破産管財人 ☐ 清算人

第2号様式

フロン類回収業廃業等届出書 年 月 日 (あて先) 川 崎 市 長 届出者 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 FAX番号 使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
廃業等をした者	住 所	
	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登 録 番 号	第20572 号 _ _ _ _ _	
登 録 年 月 日	年 月 日	
廃業等の年月日	年 月 日	
廃 業 等 の 理 由	☐ 廃止 ☐ 死亡 ☐ 合併 ☐ 破産手続開始の決定 ☐ 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散	
廃業等をした者との関係	☐ 本人 ☐ 相続人 ☐ 役員 ☐ 破産管財人 ☐ 清算人	

第3号様式

解体業廃業等届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届出者
郵便番号
住 所

氏 名

電話番号
FAX番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした者	住 所	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
許 可 番 号	第	号
許 可 年 月 日	年	月 日
廃業等の年月日	年	月 日
廃業等の理由	☐ 廃止 ☐ 死亡 ☐ 合併 ☐ 破産手続開始の決定 ☐ 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散	
廃業等をした者との関係	☐ 本人 ☐ 相続人 ☐ 役員 ☐ 破産管財人 ☐ 清算人	

第4号様式

破砕業廃業等届出書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

届出者
郵便番号
住 所

氏 名

電話番号
FAX番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした者	住 所	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
許 可 番 号	第	号
許 可 年 月 日	年	月 日
廃業等の年月日	年	月 日
廃業等の理由	☐ 廃止 ☐ 死亡 ☐ 合併 ☐ 破産手続開始の決定 ☐ 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散	
廃業等をした者との関係	☐ 本人 ☐ 相続人 ☐ 役員 ☐ 破産管財人 ☐ 清算人	

自動車リサイクル法関連事業者の手引

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044 (200) 2593

FAX 044 (200) 3923